

# 目次

## I 全体

1	諮問・答申件数	1
2	答申結果の分類	2
3	平均処理期間・審議回数	3
4	口頭意見陳述, 口頭説明聴取等の実績	3
5	インカメラ	3
6	ヴォーンインデックス	3
7	特徴のある事件	4
8	その他	7
9	総会（委員の全員をもって構成する合議体）及び運営会議	7
10	各部会の調査審議回数	7

## II 情報公開

1	諮問・答申件数	9
2	答申結果の分類	9
3	平均処理期間・審議回数	10
4	口頭意見陳述, 口頭説明聴取等の実績	10
5	インカメラ	11
6	ヴォーンインデックス	11
7	特徴のある事件	11
8	その他	13

## III 個人情報保護

1	諮問・答申件数	15
2	答申結果の分類	16
3	平均処理期間・審議回数	16
4	口頭意見陳述, 口頭説明聴取等の実績	17
5	インカメラ	17
6	ヴォーンインデックス	17
7	特徴のある事件	17
8	その他	20

IV 付言の実績	21
----------	----

# 令和3年度の調査審議等の状況

(令和3年4月～令和4年3月)

## I 全体

### 1 諮問・答申件数

令和3年度の諮問件数は1,195件、答申件数は1,004件である。

なお、平成13年度から令和3年度までの総諮問件数は19,486件、総答申件数は17,730件であり、令和3年度末時点で審議中の件数は1,040件である。

#### ○情報公開関連と個人情報保護関連の総計

[令和3年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
情報公開	815	702	50
個人情報保護	380	302	14
合計	1,195	1,004	64

[令和3年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	1,013	837	54
独立行政法人等	182	167	10
合計	1,195	1,004	64

[平成13年度～令和3年度]

(単位：件)

	諮問件数 (a)	答申件数 (b)	取下件数 (c)	審議中の件数 (令和3年度末) (a-b-c)
行政機関	16,971	15,460	568	943
独立行政法人等	2,515	2,270	148	97
合計	19,486	17,730	716	1,040

(注1) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

(注2) 諮問件数等は、情報公開審査会（平成17年4月1日の情報公開・個人情報保護審査会設置法施行前の名称）の実績との累計である。以降、本資料において共通。

#### 1-1 中間答申

令和3年度においては、情報公開・個人情報保護審査会運営規則24条3項の規定に基づく中間答申の実績はなかった。

#### 1-2 取下げ

令和3年度における諮問事件の取下げは、合計で64件であり、その内訳は以下のとおりである。

(取下げ件数及び理由の内訳)

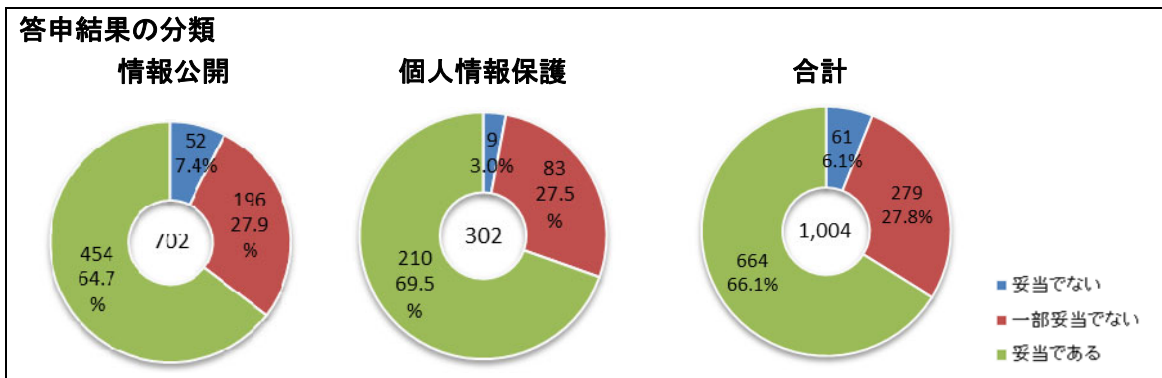
諮問種別	行政機関	独立行政法人等	合計
情報公開	45件	5件	50件
個人情報保護	9件	5件	14件
合計	54件	10件	64件

取下げ理由	件数
不服申立人の自主的な取下げ	25件
審査会意見通知	20件
全部開示	1件
改めて開示決定等を実施	3件
却下	8件
その他	7件
合計	64件

2 答申結果の分類

令和3年度に出された答申件数(1,004件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む。)は、340件(33.9%)である。

	情報公開	個人情報保護	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	52件 (7.4%)	9件 (3.0%)	61件 (6.1%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	196件 (27.9%)	83件 (27.5%)	279件 (27.8%)
小計(諮問庁の判断は妥当でない(一部妥当でないも含む)としたもの)			340件 (33.9%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	454件 (64.7%)	210件 (69.5%)	664件 (66.1%)
合計	702件 (100%)	302件 (100%)	1,004件 (100%)

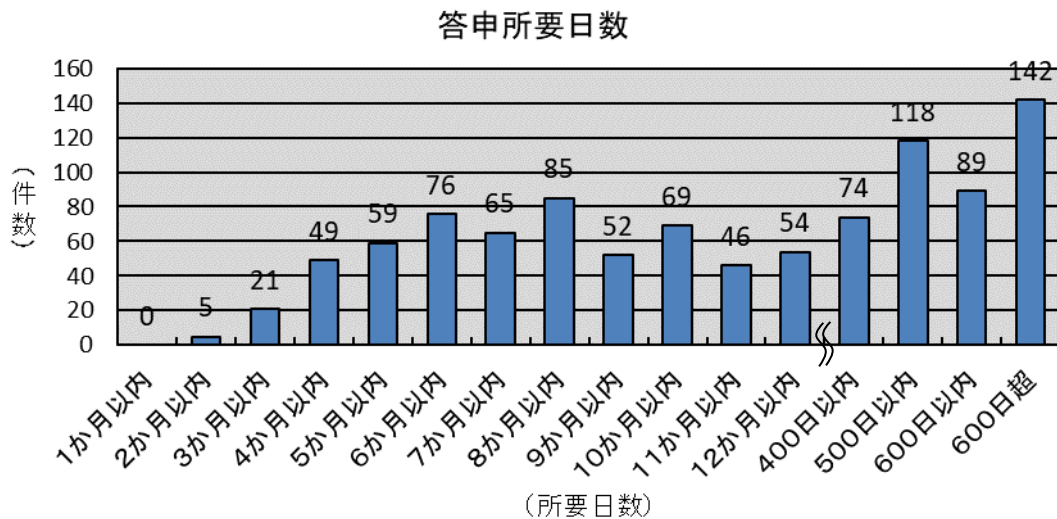


### 3 平均処理期間・審議回数

令和3年度の答申（1,004件）について、平均処理期間は373.7日、平均審議回数は2.6回であり、最短の事件では49日で処理が終了しており（令和3年度（行情）答申第576号）、最長の事件では1,520日かかっている（令和3年度（行情）答申第592号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は2.1回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は10か月以内で答申を出しており、全体の約4分の3は500日以内に答申を出している。



### 4 口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績

令和3年度の答申（1,004件）についてみると、

- (1) 不服申立人等から口頭意見陳述の聴取を行った実績はない。
- (2) 諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものはない。
- (3) 令和3年度に不服申立人等の口頭意見陳述及び諮問庁の口頭説明の聴取を地方において行った実績はない。
- (4) 調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるものはない。なお、審査会発足以降の実績は、後掲の別表のとおりである。

### 5 インカメラ

令和3年度の答申（1,004件）についてみると、対象文書又は対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは550件である。

(注) 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書等が存在しない場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

### 6 ヴォーンインデックス

令和3年度の答申（1,004件）についてみると、諮問庁から情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「設置法」という。）9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

(注) ただし、ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書等の内容を整理した資料を提出している場合がある。

## 7 特徴のある事件

不存在事件，存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については，以下のとおりである。

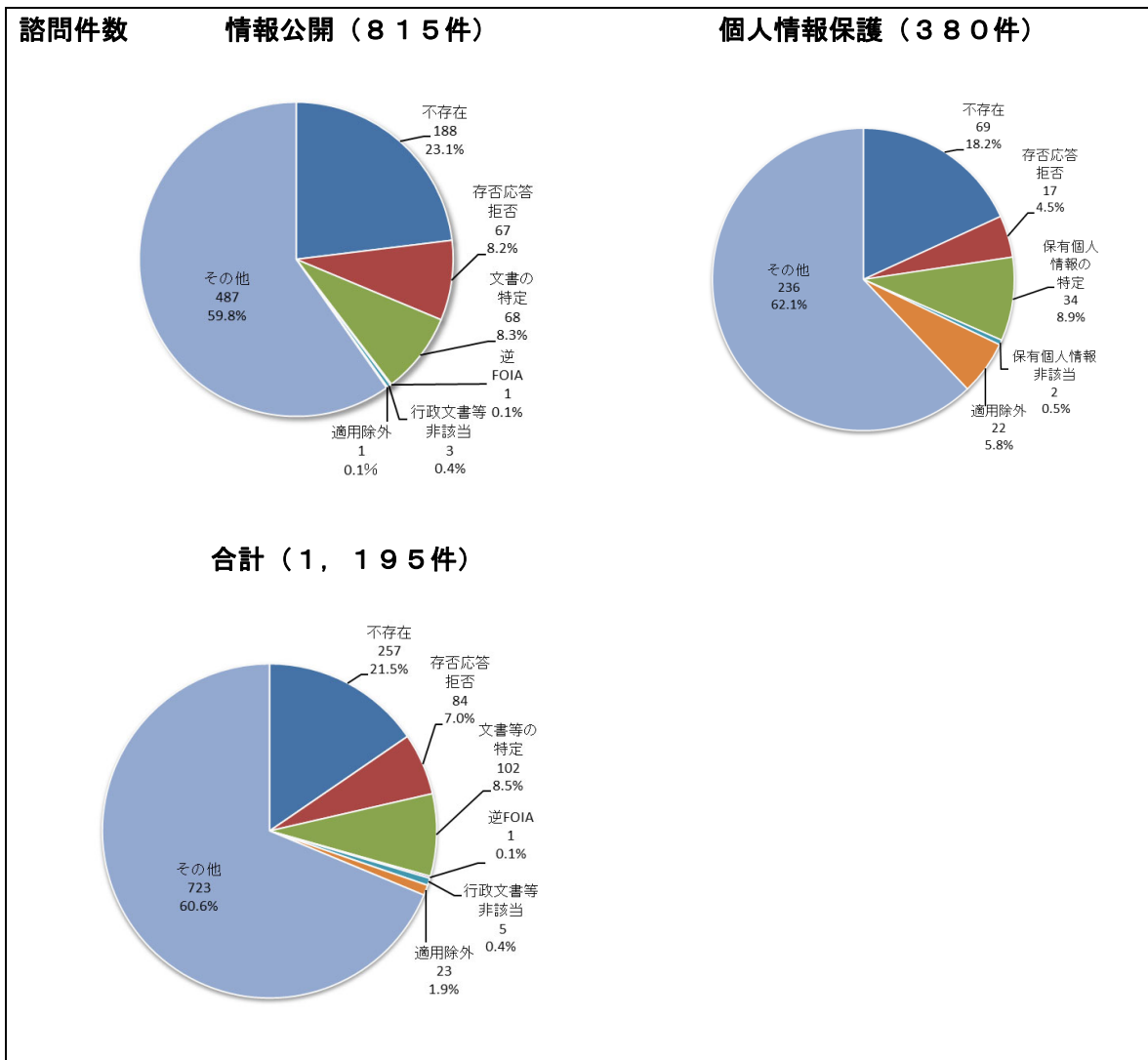
(諮問)

(単位：件)

	情報公開	個人情報保護	合計
不存在事件	188	69	257
存否応答拒否事件	67	17	84
文書等の特定を争う事件	68	34	102
逆FOIA事件	1	0	1
行政文書等非該当事件	3	2	5
適用除外事件	1	22	23
その他事件	487	236	723
合計	815	380	1,195

(注1) 「不存在事件」，「存否応答拒否事件」，「文書等の特定を争う事件」，「行政文書等非該当事件」，「適用除外事件」とは，当該特徴のみを争った諮問事件をいう。以降，本資料において共通。

(注2) 答申に至るまでに争点が変わることにより，分類が変わることがあるので，上記の数は変動することがある。以降，本資料において共通。



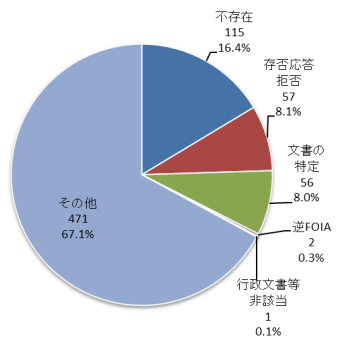
(答申)

(単位：件)

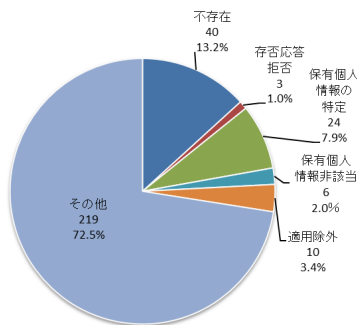
	答申件数			答申結果別の内訳			
	情報公開	個人情報保護	合計	妥当でない		妥当である	
				全部を妥当でない	一部妥当でない		
不存在事件	115	40	155	10	8	2	145
存否応答拒否事件	57	3	60	9	7	2	51
文書等の特定を争う事件	56	24	80	9	9	0	71
逆FOIA事件	2	0	2	1	0	1	1
行政文書等非該当事件	1	6	7	2	0	2	5
適用除外事件	0	10	10	0	0	0	10
その他事件	471	219	690	309	37	272	381
合計	702	302	1,004	340	61	279	664

答申件数

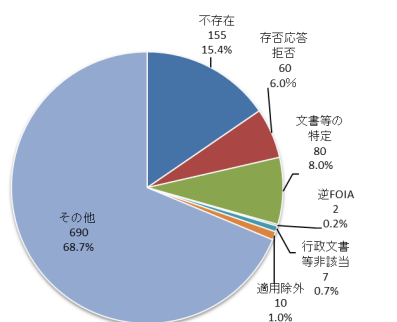
情報公開 (702件)



個人情報保護 (302件)

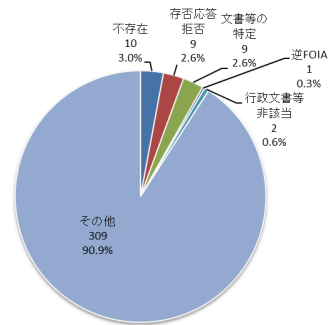


合計 (1,004件)

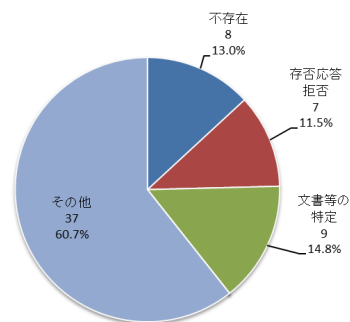


答申結果別の内訳

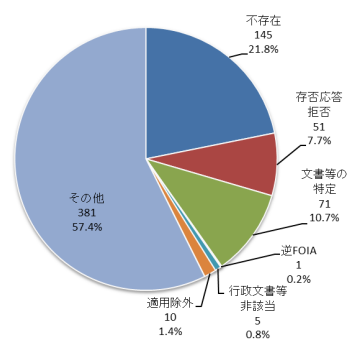
「妥当でない (一部妥当でないも含む)」 (340件)



「全部を妥当でない」 (61件)



「妥当である」 (664件)



### 7-1 不存在事件

不存在事件については、令和3年度で257件（情報公開188件、個人情報保護69件）の諮問を受け、令和2年度以前の諮問も含め、155件（情報公開115件、個人情報保護40件）について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたもの（文書が存在するとしたもの等）は、8件あり、情報公開関連が7件（注1）、個人情報保護関連が1件（注2）である。

（注1）令和3年度（行情）答申第141号、第330号、第456号、第544号、第573号、第574号及び第612号

（注2）令和3年度（独個）答申第17号

### 7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、令和3年度に84件（情報公開67件、個人情報保護17件）の諮問を受け、令和2年度以前の諮問も含め、60件（情報公開57件、個人情報保護3件）について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、7件あり、全て情報公開関連（注）である。

（注）令和3年度（行情）答申第134号、第340号、第351号、第356号、第504号、第520号及び第522号

### 7-3 文書・保有個人情報の特定を争う事件

文書・保有個人情報の特定を争う事件については、令和3年度に102件（情報公開68件、個人情報保護34件）の諮問を受け、令和2年度以前の諮問を含め、80件（情報公開56件、個人情報保護24件）について答申を出している。

この文書等の特定を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、9件あり、情報公開関連が8件（注1）、個人情報保護関連が1件（注2）である。

（注1）令和3年度（行情）答申第252号ないし第255号、第257号、第400号、第452号及び第603号

（注2）令和3年度（独個）答申第36号

### 7-4 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FOIAに関する事件については、令和3年度に1件（情報公開1件、個人情報保護0件）の諮問を受け、令和2年度以前の諮問を含め、2件（情報公開2件、個人情報保護0件）について答申を出している。

### 7-5 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、令和3年度に5件（情報公開3件、個人情報保護2件）の諮問を受け、令和2年度以前の諮問を含め、7件（情報公開1件、個人情報保護6件）について答申を出している。

### 7-6 適用除外事件

適用除外事件については、令和3年度に23件（情報公開1件、個人情報保護22件）の諮問を受け、令和2年度以前の諮問を含め、10件（情報公開0件、個人情報保護10件）について答申を出している。



## 8 その他

原処分について、「違法」等であるとして取り消すべきとした答申については、次のとおりである。

### 8-1 理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして、これを取り消すべきとした答申は、12件あり、情報公開関連が6件（注1）、個人情報保護関連が6件（注2）である。

（注1）令和3年度（行情）答申第81号，第134号，第140号及び第557号並びに令和3年度（独情）答申第44号及び第66号

（注2）令和3年度（行個）答申第21号及び第75号並びに令和3年度（独個）答申第29号，第58号，第71号及び第84号

### 8-2 形式上の不備

形式上の不備を理由に不開示とした原処分について、これを取り消すべきとした答申は、1件あり、全て情報公開関連である（注）。

（注）令和3年度（行情）答申第140号

## 9 総会（委員の全員をもって構成する合議体）及び運営会議

### 9-1 総会

令和3年度は、設置法6条2項に基づく総会は開催しなかった。

### 9-2 運営会議

令和3年度は、情報公開・個人情報保護審査会運営規則29条に基づく運営会議は開催しなかった。

## 10 各部会の調査審議回数

各部会は、原則として毎週、定例日を定めて調査審議を行った。

	調査審議回数
第1部会	36回
第2部会	27回
第3部会	30回
第4部会	25回
第5部会	26回

(別表) 答申の調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるもの

	行情	独情
平成13年度	55	
平成14年度	83, 164, 181, 279, 395, 426, 427, 428, 429, 430, 469, 527	
平成15年度	370, 454, 509, 590, 591	44
平成16年度	319, 488, 555	
平成17年度	129, 130, 133, 230, 231, 488	9
平成18年度		
平成19年度		103
平成20年度	262	
平成21年度	288, 330	6, 10
平成22年度		
平成23年度		
平成24年度	537, 538	
平成25年度	422	
平成26年度		
平成27年度		
平成28年度		
平成29年度		
平成30年度		
令和元年度		
令和2年度		
令和3年度		

(注1) 数字は答申番号である。

(注2) 個人情報保護について、該当する答申はない。

## II 情報公開

### 1 諮問・答申件数

令和3年度の諮問件数は815件、答申件数は702件である。

なお、平成13年度から令和3年度までの総諮問件数は15,428件、総答申件数は14,086件であり、令和3年度末時点での審議中の件数は743件である。

#### ○情報公開関連

[令和3年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	723	629	45
独立行政法人等	92	73	5
合計	815	702	50

[平成13年度～令和3年度]

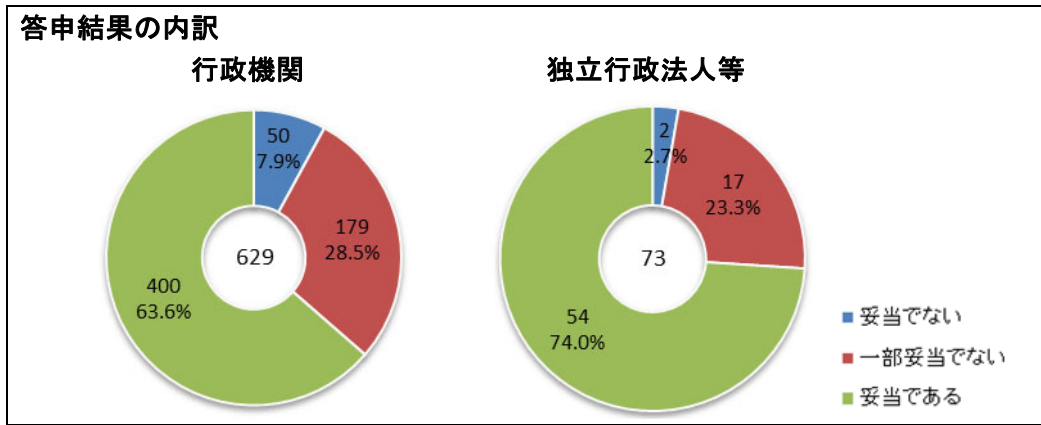
(単位：件)

	諮問件数 (a)	答申件数 (b)	取下件数 (c)	審議中の件数 (令和2年度末) (a-b-c)
行政機関	13,849	12,688	480	681
独立行政法人等	1,579	1,398	119	62
合計	15,428	14,086	599	743

### 2 答申結果の分類

令和3年度に出された答申件数(702件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む)は、248件(35.3%)である。

	行政機関	独立行政法人等	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	50件 (7.9%)	2件 (2.7%)	52件 (7.4%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	179件 (28.5%)	17件 (23.3%)	196件 (27.9%)
小計(諮問庁の判断は妥当でない(一部妥当でないも含む)としたもの)			248件 (35.3%)
諮問庁の判断は妥当であるとされたもの	400件 (63.6%)	54件 (74.0%)	454件 (64.7%)
合計	629件 (100%)	73件 (100%)	702件 (100%)

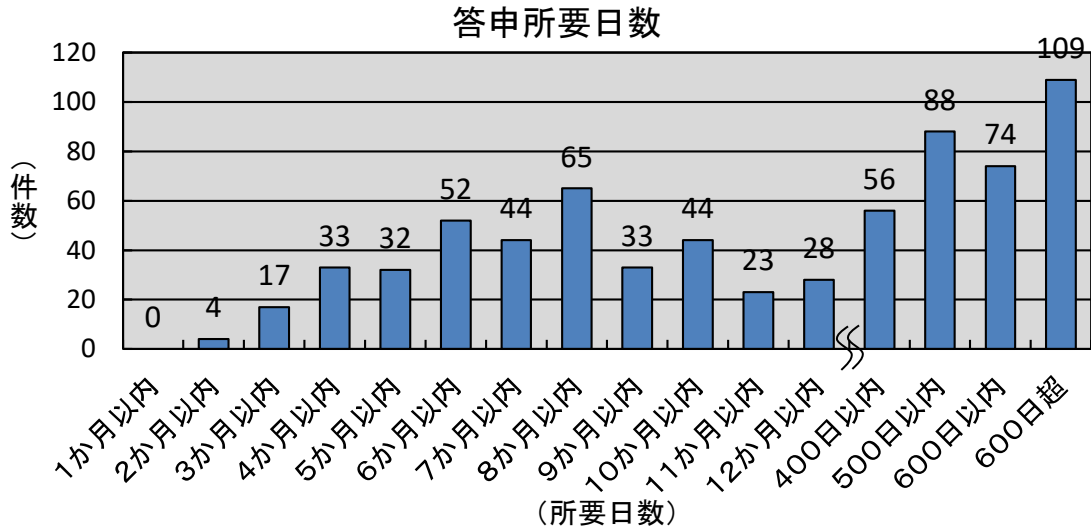


### 3 平均処理期間・審議回数

令和3年度の答申（702件）について、平均処理期間は391.9日、平均審議回数は2.7回であり、最短の事件では49日で処理が終了しており（令和3年度（行情）答申第576号）、最長の事件では1,520日かかっている（令和3年度（行情）答申第592号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は2.1回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は11か月以内で答申を出しており、全体の約4分の3は500日以内に答申を出している。



### 4 口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績

令和3年度の答申（702件）についてみると、

- (1) 不服申立人等から口頭意見陳述の聴取を行った実績はない。
- (2) 諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものはない。
- (3) 調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるものはない。

## 5 インカメラ

令和3年度の答申（702件）についてみると、対象文書を見分したとの記載があるのは415件となっている。

（注）答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が存在しない場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

## 6 ヴォーンインデックス

令和3年度の答申（702件）についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

（注）ただし、ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書の内容を整理した資料を提出している場合がある。

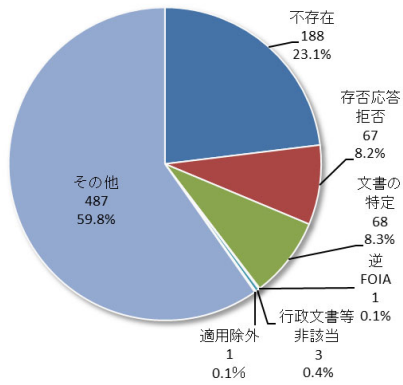
## 7 特徴のある事件

不存在事件、存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については、以下のとおりである。

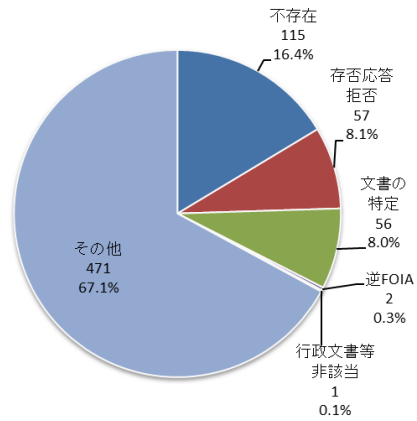
（単位：件）

	諮問 件数	答申 件数	答申結果別の内訳			
			妥当でない			妥当 である
			全部を 妥当でない	一部妥当 でない		
不存在事件	188	115	8	7	1	107
存否応答拒否事件	67	57	9	7	2	48
文書の特定を争う事件	68	56	8	8	0	48
逆FOIA事件	1	2	1	0	1	1
行政文書等非該当事件	3	1	0	0	0	1
適用除外事件	1	0	0	0	0	0
その他事件	487	471	222	30	192	249
合計	815	702	248	52	196	454

諮問件数（815件）

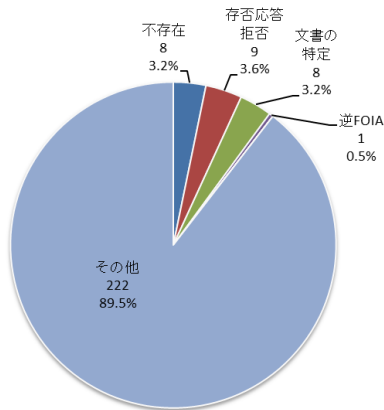


答申件数（702件）

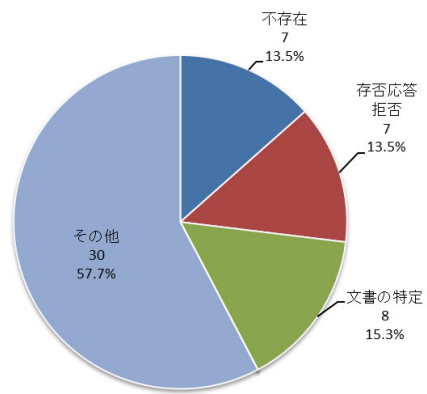


答申結果別の内訳

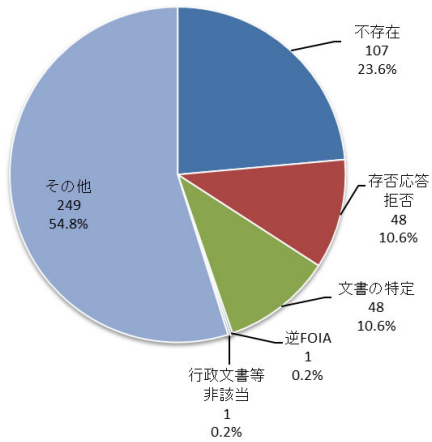
「妥当でない（一部妥当でないも含む）」（248件）



「全部を妥当でない」（52件）



「妥当である」（454件）



## 7-1 不存在事件

不存在事件については、令和3年度に188件の諮問を受け、令和2年度以前の諮問も含め、115件について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたもの（文書が存在するとしたもの等）は、7件（注）である。

（注）令和3年度（行情）答申第141号、第330号、第456号、第544号、第573号、第574号及び第612号

## 7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、令和3年度に67件の諮問を受け、令和2年度以前の諮問も含め、57件について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、7件（注）である。

（注）令和3年度（行情）答申第134号、第340号、第351号、第356号、第504号、第520号及び第522号

## 7-3 文書の特定を争う事件

文書の特定を争う事件については、令和3年度に68件の諮問を受け、令和2年度以前の諮問も含め、56件について答申を出している。

この文書の特定を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、8件（注）である。

（注）令和3年度（行情）答申第252号ないし第255号、第257号、第400号、第452号及び第603号

## 7-4 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FOIAに関する事件については、令和3年度に1件の諮問を受け、令和2年度以前の答申も含め、2件の答申を出している。

## 7-5 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、令和3年度に3件の諮問を受け、令和2年度以前の諮問も含め、1件の答申を出している。

## 7-6 適用除外事件

適用除外事件については、令和3年度に1件の諮問を受けたが、答申は出していない。

## 8 その他

原処分について、「違法」等であるとして取り消すべきとした答申については次のとおりである。

### 8-1 理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして、これを取り消すべきとした答申は、6件（注）である。

（注）令和3年度（行情）答申第81号、第134号、第140号及び第557号並びに令和3年度

(独情) 答申第 4 4 号及び第 6 6 号

## 8-2 形式上の不備

形式上の不備を理由に不開示とした原処分について、これを取り消すべきとした答申は、1 件(注)である。

(注) 令和 3 年度(行情) 答申第 1 4 0 号



### Ⅲ 個人情報保護

#### 1 諮問・答申件数

令和3年度の諮問件数は380件、答申件数は302件である。

なお、平成17年度から令和3年度までの総諮問件数は4,058件、総答申件数は3,644件であり、令和3年度末時点で審議中の件数は297件である。

#### ○個人情報保護関連

[令和3年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	290	208	9
独立行政法人等	90	94	5
合計	380	302	14

(単位：件)

	行政機関			独立行政法人等		
	諮問件数	答申件数	取下件数	諮問件数	答申件数	取下件数
開示請求関連	242	183	9	80	80	5
訂正請求関連	30	18	0	10	14	0
利用停止請求関連	18	7	0	0	0	0
合計	290	208	9	90	94	5

[平成17年度～令和3年度]

(単位：件)

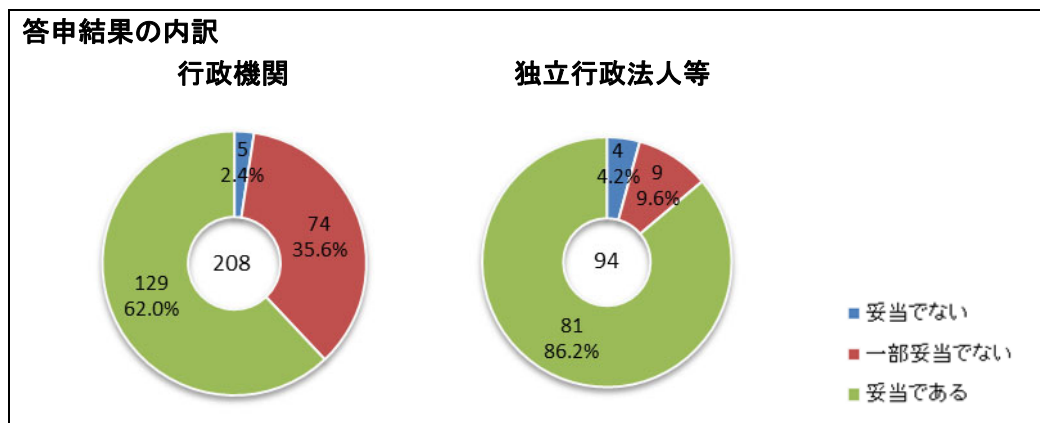
	諮問件数	答申件数	取下件数	審議中の件数 (令和2年度末)
	(a)	(b)	(c)	(a-b-c)
行政機関	3,122	2,772	88	262
開示請求	2,791	2,492	82	217
訂正請求	229	195	4	30
利用停止請求	102	85	2	15
独立行政法人等	936	872	29	35
開示請求	803	743	26	34
訂正請求	108	104	3	1
利用停止請求	25	25	0	0
合計	4,058	3,644	117	297
開示請求	3,594	3,235	108	251
訂正請求	337	299	7	31
利用停止請求	127	110	2	15

(注) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

## 2 答申結果の分類

令和3年度に出された答申件数（302件）のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの（一部妥当でないとしたものを含む）は、92件（30.5%）である。

	行政機関	独立行政法人等	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	5件 (2.4%)	4件 (4.2%)	9件 (3.0%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	74件 (35.6%)	9件 (9.6%)	83件 (27.5%)
小計（諮問庁の判断は妥当でない（一部妥当でないも含む）としたもの）			92件 (30.5%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	129件 (62.0%)	81件 (86.2%)	210件 (69.5%)
合計	208件 (100%)	94件 (100%)	302件 (100%)

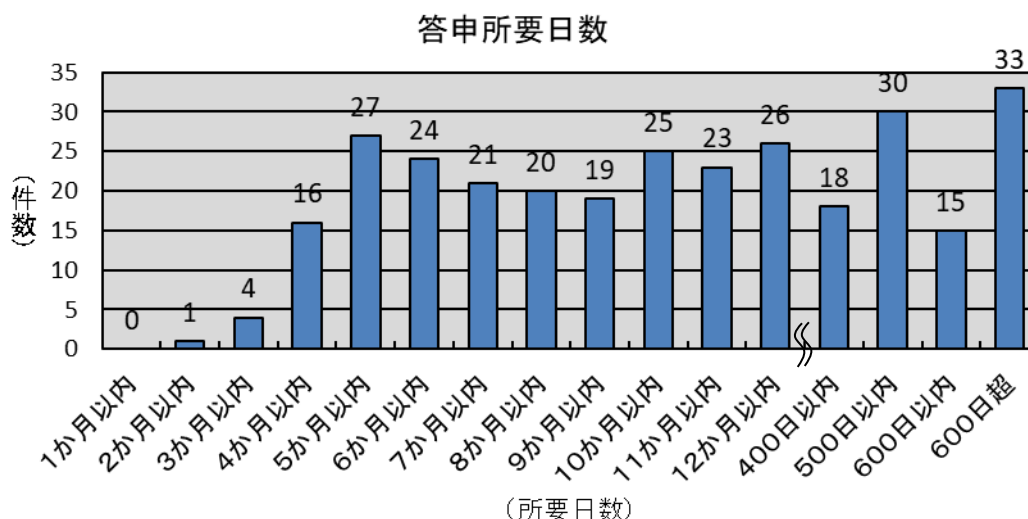


## 3 平均処理期間・審議回数

令和3年度の答申（302件）について、平均処理期間は331.5日、平均審議回数は2.5回であり、最短の事件では57日で処理が終了しており（令和3年度（独個）答申第75号）、最長の事件では1,057日かかっている（令和3年度（行個）答申第74号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は、2.0回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は10か月以内で答申を出しており、全体の約4分の3は400日以内に答申を出している。



#### 4 口頭意見陳述，口頭説明聴取等の実績

令和3年度の答申（302件）についてみると，不服申立人等から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものはなく，諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものもない。また，調査審議の経過欄に，「参考人」と記載のあるものもない。

#### 5 インカメラ

令和3年度の答申（302件）についてみると，対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは135件となっている。

（注）答申の調査審議の経過欄に，「本件対象保有個人情報の見分」等と記載されている答申数である。対象保有個人情報が不存在である場合，存否応答拒否の正当性が争われている場合，一定の様式に記入された個人情報であり，その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など，事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

#### 6 ヴォーンインデックス

令和3年度の答申（302件）についてみると，諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

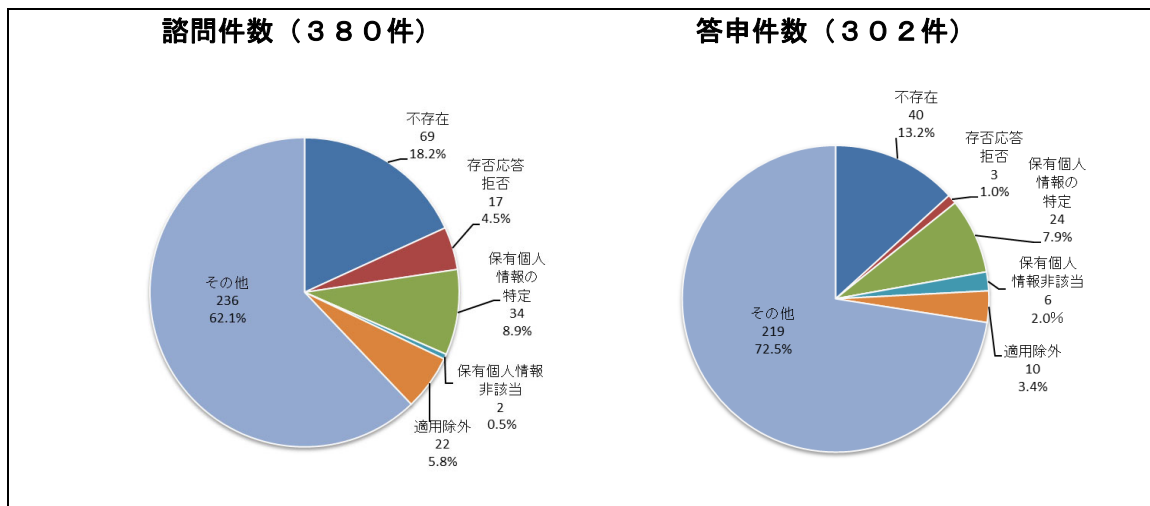
（注）ただし，ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として，諮問庁が自主的に，あるいは事務局の要請に応じて対象保有個人情報の内容を整理した資料を提出している場合がある。

#### 7 特徴のある事件

不存在事件，存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については，以下のとおりである。

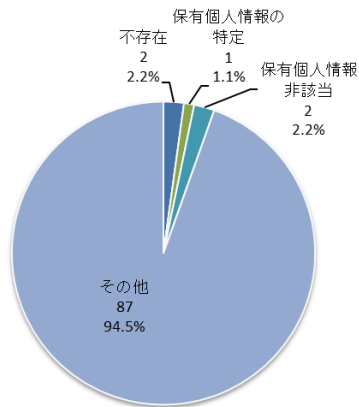
(単位：件)

	諮問 件数	答申 件数	答申結果別の内訳			
			妥当でない		妥当 である	
			全部を 妥当でない	一部妥当 でない		
不存在事件	69	40	2	1	1	38
存否応答拒否事件	17	3	0	0	0	3
保有個人情報の特定を争う事件	34	24	1	1	0	23
逆FOIA事件	0	0	0	0	0	0
保有個人情報非該当事件	2	6	2	0	2	4
適用除外事件	22	10	0	0	0	10
その他事件	236	219	87	7	80	132
合計	380	302	92	9	83	210

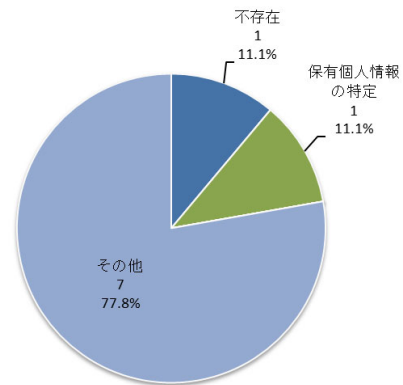


## 答申結果別の内訳

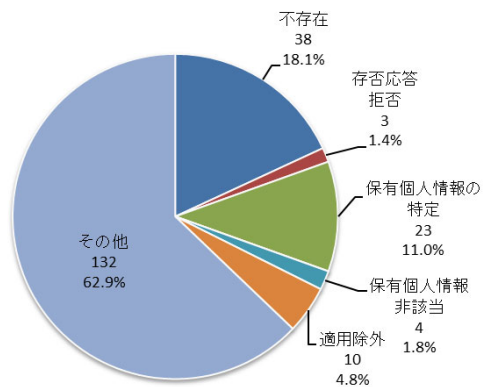
### 「妥当でない（一部妥当でないも含む）」（92件）



### 「全部を妥当でない」（9件）



### 「妥当である」（210件）



#### 7-1 不存在事件

不存在事件については、令和3年度で69件の諮問を受け、令和2年度以前の諮問も含め、40件について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたもの（個人情報が存在するとしたもの等）は、1件（注）である。

（注）令和3年度（独個）答申第17号

#### 7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、令和3年度に17件の諮問を受け、令和2年度以前の諮問も含め、3件について答申を出している。

#### 7-3 保有個人情報の特定を争う事件

保有個人情報の特定を争う事件については、令和3年度に34件の諮問を受け、令和2年度以前の諮問を含め、24件について答申を出している。

この保有個人情報の特定を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、1件（注）である。

（注）令和3年度（独個）答申第36号

#### 7-4 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の開示を求める逆FOIAに関する事件については、令和3年度に諮問を受けておらず、答申も出していない。

#### 7-5 保有個人情報非該当事件

保有個人情報非該当事件については、令和3年度に2件の諮問を受け、令和2年度以前の諮問も含め、6件の答申を出している。

#### 7-6 適用除外事件

適用除外事件については、令和3年度に22件の諮問を受け、令和2年度以前の諮問を含め、10件について答申を出している。

### 8 その他

原処分について、「違法」等であるとして取り消すべきとした答申については、次のとおりである。

#### ○ 理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして、これを取り消すべきとした答申は、6件（注）である。

（注）令和3年度（行個）答申第21号及び第75号並びに令和3年度（独個）答申第29号、第58号、第71号及び第84号

## IV 付言の実績

当審査会では、答申において、諮問庁（又は処分庁）における情報公開・個人情報保護制度の運用が不適切である場合や、同制度の運用そのものの問題ではないとしても、同制度の円滑かつ適切な運用を行うために必要な措置について付言を行うことがある。

令和3年度の答申を整理すると、202件の答申において付言がみられ、開示決定等の理由の提示など13の項目にわたって意見が述べられている。

主な項目別件数としては、開示決定等の理由の提示に関する付言（86件）が最も多く、続いて、開示決定等における対象文書の表記に関する付言（51件）、諮問の遅れ・早期諮問に関する付言（36件）、開示・不開示の判断に関する付言（13件）、情報提供に関する付言（13件）などという順になっている。

各項目の主な付言の該当部分は、以下のとおりである。

(注) 一つの答申において、複数の項目にわたって付言しているものもある。

### 1) 開示決定等の理由の提示について付言したもの（86件）

- ・ 原処分の不開示理由について、「文書の存在が確認できないため」と記載されているところ、一般に文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実だけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのか等、当該文書が存在しないことの要因についても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであるといわざるを得ず、処分庁においては、今後の対応においては、上記の点につき留意すべきである。

(令和3年度（行情）答申第27号)

- ・ 理由の提示の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものであり、かかる趣旨に照らせば、開示決定等における不開示部分とその示し方については、本来、開示実施文書と照合せずとも、原処分の開示決定通知書において提示された理由の記載から、不開示部分とその不開示の理由が明確であることが望ましい。

本件について見ると、本件開示決定通知書の「不開示とした理由」に係る記載は、法5条4号ニの規定をそのまま引用するにとどまっており、本件開示決定通知書の記載のみでは、不開示部分に記載されている情報や当該部分を不開示とした具体的な理由が、明確に示されているとはいえない。

上記のような記載の方法は、開示請求者が開示実施文書を手に入れ、開示された部分を検討することによって、ようやく不開示の理由を推測できる程度のものであって、理由提示を必要とする行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものである。

(令和3年度（独情）答申第50号)

など

## 2) 開示決定等における対象文書の表記について付言したもの(51件)

- ・ 処分庁は、本件開示請求を受けて特定した行政文書の名称として、本件開示請求書の記載内容と同一の文言を本件開示決定通知書に引き写して原処分を行ったが、その結果、「開示する行政文書の名称」には処分庁が作成していないとする「上申書」が含まれている。本来、特段の支障がない限り、開示決定通知書には、特定した文書の名称等を具体的に記載すべきであり、処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

(令和3年度(行情)答申第188号)

- ・ 原処分2, 原処分3及び原処分5における保有個人情報不開示決定通知書の「開示請求に係る保有個人情報の名称等」欄には、「(中略)外 計12件」, 「(中略)外 計2件」, 「(中略)外 計25件」と、特定した保有個人情報の一部のみの名称が記載され、その余の保有個人情報の名称が省略されており、原処分でいかなる保有個人情報が特定されたのか明確とはいえない。

本来、特段の支障がない限り、開示決定等通知書には、特定した保有個人情報の名称等を具体的に記載すべきであり、処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応されたい。

(令和3年度(独個)答申第20号ないし同第24号)

など

## 3) 諮問の遅れ・早期諮問について付言したもの(36件)

- ・ 本件諮問は、異議申立て後、約14年10か月が経過してから行われている。

上記の点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、法施行後、本件を含め短期間に大量の情報公開請求が外務省に対して行われ、その後の開示決定に対し多くの異議申立てがあり、当審査会に対し案件ごとに調査・検討の上、順次諮問を行ってきたため、また、原処分及び本件異議申立ての後に外務省の報償費関連文書に関する別件の不開示決定が争われた裁判の判決が確定し、その内容等を精査する必要があったため、時間を要したとの説明があった。しかしながら、本件異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでにこれほどまでの長期間を要するものとは到底考え難く、本件諮問は、遅きに失したといわざるを得ない。

このような対応は、「簡易迅速な手続」による処理とはいえず、行政不服審査制度の存在意義を否定しかねない極めて不適切なものである。諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が強く望まれる。

(令和3年度(行情)答申第308号ないし同第316号)

など

## 4) 開示・不開示の判断について付言したもの(13件)

- ・ 原処分において、処分庁は、本件不開示部分を不開示とした理由として、著作権法42条1項を掲げているが、上記2(2)のとおり、同項は、法に基づく開示決定等を行



う際に不開示の根拠として掲げられる規定ではない。

処分庁においては、今後の開示決定等に当たり、全部又は一部を不開示とする場合には、法5条各号を始めとする適切な不開示理由を掲げるよう留意されたい。

(令和3年度(行情)答申第394号)

- ・ 本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書を特定した上で、全部不開示とする原処分を行ったが、これは、上記2(2)の諮問庁の説明によると、プレスリリースにより特定監督署が関連事実を公にしていたことを踏まえたものである。

しかし、仮に関連事実が公にされていることを踏まえるのであれば、処分庁としては、プレスリリースにより公にされている情報に照らして、本件対象文書について開示・不開示の検討を具体的に行わなければならなかったものと考えられる。原処分の妥当性についての当審査会の判断は、上記2(4)のとおりであるが、原処分及びその不開示決定通知書の記載については、処分としての一貫性に欠ける点があるものと思料されるところから、処分庁においては、今後、適切な対応が望まれる。

(令和3年度(行情)答申第419号)

など

## 5) 情報提供について付言したもの(13件)

- ・ 本件各開示請求は、法3条の規定に基づくものであり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「行個法」という。)12条1項の規定に基づくものではないが、本件各開示請求書の記載からすると、審査請求人本人に係る情報の開示を求めるものであることは明白である。これについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、処分庁は、以前のことであり記憶は定かでないものの、行個法に基づく請求も可能であるとは案内しなかった模様であるとのことであり、現状において審査請求人は、行個法に基づく開示請求は行っていないとのことである。

そうすると処分庁は、行個法に基づく開示請求をするよう教示すべきであったといえる。今後、開示請求に係る事務手続において、必要に応じて適切な教示をするなど、的確な対応が望まれる。

(令和3年度(行情)答申第423号ないし同第426号)

- ・ 本件においては、諮問庁も説明するとおり、原処分時には本件対象文書が既に作成されていたのは明らかであるから、処分庁としては、原処分を行う前に、審査請求人に対し、本件対象文書が作成されている旨の情報提供をするなど、今後はより適切な対応を行うことが望まれる。

(令和3年度(独情)答申第1号)

など

## 6) 開示決定等通知書の不適切な記載について付言したもの(9件)

- ・ 諮問書に添付された令和3年2月12日付け財文第34号による不開示決定通知書について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示決定通知書に2箇所誤記が認められたため、同年4月23日付け同第113号による不開示決定取

消通知書によりこれを取り消すとともに、同日付けで原処分を行ったとのことであった。原処分に至る過程においては、処分庁において慎重さに欠ける不適切な対応があったといわざるを得ず、今後、開示決定等に当たっては、同様の事態を生じさせないように、正確かつ慎重な対応が望まれる。

(令和3年度(行情)答申第568号)

など

#### 7) 文書等の特定について付言したもの(5件)

- ・ 本件審査請求は、上記2(1)イのとおり、そもそも「2016年」に係る文書の開示請求に対し、処分庁が「2016年度」と誤認して、その全部を開示する先行処分を行ったことにより、それを取り消して全部不開示とした原処分に対し、審査請求人が疑念を抱き行われたものと考えられるところ、これは処分庁が開示請求に係る文書の特定を漫然に行ったことによるものと解するほかなく、今後、文書の特定に際しては、このようなことのないように慎重に行うべきである。

(令和3年度(独情)答申第54号)

など

#### 8) 開示決定の迅速・的確化について付言したもの(5件)

- ・ 本件対象文書のうち、文書1及び文書3は、上記2(1)のとおり、処分庁の情報公開請求の担当である公文書監理室が、開示を求める行政文書を特定する手掛かりとするために、審査請求人に対し連絡をとった際、審査請求人から、文書1及び文書3については、文書2の転落事故に関する一連の請求である旨の回答があったことから、文書1及び文書3についても、存否応答拒否としたものと認められる。

このような場合においては、法8条の規定の趣旨に照らせば、特定の個人の氏名が記載された本件事故に関する一連の請求であることを知ったのであるから、行政文書の存否について応答を拒否される可能性があることを承知した上でのものかどうかの確認を行うなど、適切な配慮をすることが望まれるところであり、処分庁においては、今後の開示請求への対応に当たり、適切な対応に留意すべきである。

(令和3年度(行情)答申第120号)

など

#### 9) 開示の実施手続について付言したもの(4件)

- ・ 本件対象文書のうち、通番13、通番43及び通番44で不開示とされている文書について、原処分において当該文書のうち一部が削除された形で開示されていることから、この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、通番13及び通番44については、下部の頁数以外は白紙であるため、通番43については、頁単位で全て黒塗り状態のものが数頁にわたるため、閲覧資料の簡素化等の観点から、これを省略して提出する措置を行ったとのことであった。

情報公開制度における開示の実施は文書単位で行うものであり、その一部でも削除し

た形にした場合、開示請求者には、当該部分に情報が存するののかも不明となり、不服の判断等に支障を与える可能性も想定できることから、このような開示の実施は避けるべきであり、今後、処分庁においては、適切に対応することが強く望まれる。

(令和3年度(行情)答申第618号)

など

#### 10) 補正に関する対応について付言したもの(4件)

- ・ 本件開示請求文言(上記第1冒頭)は、対象である「相談」事案の内容や相談時期等が特定されていない。本件審査請求において諮問庁が結果として本件開示請求に係る文書を特定したとはいえ、原処分における判断の誤りは、開示請求文言に曖昧さを残したまま、趣旨確認や補正の手続等も経ずに原処分が決定されたことにもその一因がある。処分庁においては、今後、開示請求者に参考となる情報を提供するなどした上で、開示請求の対象となる保有個人情報を特定するに足りるよう適切に補正等を行った上で、法に基づく処分を行うことが望まれる。

(令和3年度(行個)答申第58号)

など

#### 11) 審査会への対応について付言したもの(3件)

- ・ 本件については、当審査会が情報公開・個人情報保護審査会設置法9条1項の規定に基づくインカメラ文書の提示を諮問庁に求め、再三にわたり督促したにもかかわらず、閲覧制限申立てが行われていたこと等を理由として、諮問から2年以上(閲覧制限申立てについての裁判確定後も1年10か月)の間、提示がされなかった。閲覧制限申立ての対象は裁判所書記官の管理する訴訟記録であり、行政文書に及ぶものではない(上記3(2)イ(ウ))上、当審査会は、諮問庁から提示されるインカメラ文書に基づいて審議するものであり、その提示の著しい遅滞は、当審査会の審議に多大な支障を生じさせるものである。

諮問庁においては、今後、法の制度趣旨を十分に理解し、インカメラ文書の提示についての迅速かつ適切な対応に努める必要がある。

(令和3年(行情)答申第3号ないし同第5号)

など

#### 12) 文書管理について付言したもの(2件)

- ・ 上記3(1)ウ(ウ)のとおり、原処分において、保存期間満了により廃棄し、不存とした文書が、本件諮問後の探索により、廃棄されずに保存されていたことが判明したことは、国土交通省において文書管理が適切に行われていなかったことに加え、原処分時及び諮問時の文書探索が十分でなかったといわざるを得ない。処分庁においては、文書管理を適切に行うとともに、開示請求に係る文書の特定に当たっては、十分な探索を行うことが望まれる。

(令和3年度(行情)答申第505号)

### 13) その他(5件)

- ・ 処分庁は、当初処分の前に本件対象文書の保存期間等について審査請求人に対して誤った説明を行い、当初処分においても不開示の理由に誤った記載をしたことから、当初処分を取り消し、改めて原処分を行った。また、当審査会事務局職員をして諮問庁に詳細を尋ねさせたところ、当初処分及び原処分を行う前に、審査請求人に対して当該説明の誤り及びその訂正等について説明をしていないとのことである。

保存期間が満了すれば廃棄していなくとも行政文書を保有していないことになる旨の法2条2項について誤った説明をしたことを含め、上記のような対応は、行政機関に対する不信感を惹起させ、審査請求人の開示請求権を侵害しかねないものである。処分庁は、今後、同様のことがないように、法の規定を踏まえて適切に対応する必要がある。

(令和3年度(行情)答申第337号)

- ・ 審査請求人は、諮問庁からの諮問通知が遅れ、当審査会から各理由説明書の送付を受けて同人が諮問庁に督促した後に通知を受けた旨主張する(上記第2の2(2)ウ)。当審査会において各意見書に添付された資料を確認したところ、審査請求人の主張が裏付けられた。諮問通知は、法19条2項1号に基づく手続であり、諮問庁においては、今後、規定を踏まえ、より一層適切に法の施行に当たることが望まれる。

(令和3年度(行情)答申第479号及び同第480号)

【参考】令和3年度に付言を行った答申一覧

区 分	答 申 番 号
1) 開示決定等の理由の提示について付言したもの(86件)	令和3年度(行情) 答申第2号
	令和3年度(行情) 答申第3号
	令和3年度(行情) 答申第4号
	令和3年度(行情) 答申第5号
	令和3年度(行情) 答申第27号
	令和3年度(行情) 答申第28号
	令和3年度(行情) 答申第68号
	令和3年度(行情) 答申第69号
	令和3年度(行情) 答申第86号
	令和3年度(行情) 答申第92号
	令和3年度(行情) 答申第94号
	令和3年度(行情) 答申第98号
	令和3年度(行情) 答申第150号
	令和3年度(行情) 答申第166号
	令和3年度(行情) 答申第167号
	令和3年度(行情) 答申第213号
	令和3年度(行情) 答申第217号
	令和3年度(行情) 答申第249号
	令和3年度(行情) 答申第317号
	令和3年度(行情) 答申第374号
	令和3年度(行情) 答申第375号
	令和3年度(行情) 答申第382号
	令和3年度(行情) 答申第399号
	令和3年度(行情) 答申第428号
	令和3年度(行情) 答申第435号
	令和3年度(行情) 答申第453号
	令和3年度(行情) 答申第454号
	令和3年度(行情) 答申第481号
	令和3年度(行情) 答申第482号
	令和3年度(行情) 答申第483号
	令和3年度(行情) 答申第484号
	令和3年度(行情) 答申第502号
	令和3年度(行情) 答申第506号
	令和3年度(行情) 答申第519号
	令和3年度(行情) 答申第532号
	令和3年度(行情) 答申第551号
令和3年度(行情) 答申第552号	

令和3年度（行情）答申第559号
令和3年度（行情）答申第560号
令和3年度（行情）答申第576号
令和3年度（行情）答申第583号
令和3年度（行情）答申第619号
令和3年度（行情）答申第620号
令和3年度（行情）答申第623号
令和3年度（行情）答申第625号
令和3年度（独情）答申第16号
令和3年度（独情）答申第17号
令和3年度（独情）答申第18号
令和3年度（独情）答申第30号
令和3年度（独情）答申第31号
令和3年度（独情）答申第32号
令和3年度（独情）答申第33号
令和3年度（独情）答申第34号
令和3年度（独情）答申第35号
令和3年度（独情）答申第36号
令和3年度（独情）答申第37号
令和3年度（独情）答申第38号
令和3年度（独情）答申第39号
令和3年度（独情）答申第40号
令和3年度（独情）答申第41号
令和3年度（独情）答申第44号
令和3年度（独情）答申第49号
令和3年度（独情）答申第50号
令和3年度（独情）答申第58号
令和3年度（行個）答申第6号
令和3年度（行個）答申第8号
令和3年度（行個）答申第12号
令和3年度（行個）答申第14号
令和3年度（行個）答申第15号
令和3年度（行個）答申第33号
令和3年度（行個）答申第56号
令和3年度（行個）答申第166号
令和3年度（行個）答申第167号
令和3年度（独個）答申第27号
令和3年度（独個）答申第28号
令和3年度（独個）答申第50号

	<p>令和3年度（独個）答申第51号          令和3年度（独個）答申第53号          令和3年度（独個）答申第54号          令和3年度（独個）答申第55号          令和3年度（独個）答申第56号          令和3年度（独個）答申第57号          令和3年度（独個）答申第78号          令和3年度（独個）答申第80号          令和3年度（独個）答申第85号          令和3年度（独個）答申第86号</p>
<p>2) 開示決定等における対象文書の表記について付言したもの（51件）</p>	<p>令和3年度（行情）答申第9号          令和3年度（行情）答申第10号          令和3年度（行情）答申第81号          令和3年度（行情）答申第188号          令和3年度（行情）答申第208号          令和3年度（行情）答申第236号          令和3年度（行情）答申第285号          令和3年度（行情）答申第443号          令和3年度（行情）答申第444号          令和3年度（行情）答申第445号          令和3年度（行情）答申第446号          令和3年度（行情）答申第447号          令和3年度（行情）答申第448号          令和3年度（行情）答申第449号          令和3年度（行情）答申第450号          令和3年度（行情）答申第451号          令和3年度（行情）答申第507号          令和3年度（行情）答申第511号          令和3年度（行情）答申第587号          令和3年度（行情）答申第588号          令和3年度（行情）答申第589号          令和3年度（行情）答申第590号          令和3年度（行情）答申第591号          令和3年度（行情）答申第619号          令和3年度（独情）答申第20号          令和3年度（独情）答申第21号          令和3年度（独情）答申第22号          令和3年度（独情）答申第23号          令和3年度（独情）答申第51号</p>

	令和3年度（独情）答申第52号 令和3年度（独情）答申第53号 令和3年度（独情）答申第63号
	令和3年度（行個）答申第1号 令和3年度（行個）答申第21号 令和3年度（行個）答申第88号 令和3年度（行個）答申第89号 令和3年度（行個）答申第123号 令和3年度（行個）答申第142号 令和3年度（行個）答申第163号 令和3年度（独個）答申第21号 令和3年度（独個）答申第22号 令和3年度（独個）答申第24号 令和3年度（独個）答申第30号 令和3年度（独個）答申第31号 令和3年度（独個）答申第32号 令和3年度（独個）答申第44号 令和3年度（独個）答申第48号 令和3年度（独個）答申第63号 令和3年度（独個）答申第65号 令和3年度（独個）答申第85号 令和3年度（独個）答申第86号
3) 諮問の遅れ・早期諮問について付言したもの（36件）	令和3年度（行情）答申第34号 令和3年度（行情）答申第40号 令和3年度（行情）答申第41号 令和3年度（行情）答申第248号 令和3年度（行情）答申第266号 令和3年度（行情）答申第267号 令和3年度（行情）答申第308号 令和3年度（行情）答申第309号 令和3年度（行情）答申第310号 令和3年度（行情）答申第311号 令和3年度（行情）答申第312号 令和3年度（行情）答申第313号 令和3年度（行情）答申第314号 令和3年度（行情）答申第315号 令和3年度（行情）答申第316号 令和3年度（行情）答申第342号 令和3年度（行情）答申第364号



	<p>令和3年度（行情）答申第438号          令和3年度（行情）答申第444号          令和3年度（行情）答申第445号          令和3年度（行情）答申第446号          令和3年度（行情）答申第447号          令和3年度（行情）答申第448号          令和3年度（行情）答申第449号          令和3年度（行情）答申第450号          令和3年度（行情）答申第451号          令和3年度（行情）答申第518号          令和3年度（行情）答申第628号          令和3年度（独情）答申第56号          令和3年度（独情）答申第57号</p>
	<p>令和3年度（行個）答申第19号          令和3年度（行個）答申第24号          令和3年度（行個）答申第69号          令和3年度（行個）答申第71号          令和3年度（行個）答申第72号          令和3年度（行個）答申第73号</p>
4) 開示・不開示の判断について 付言したもの（13件）	<p>令和3年度（行情）答申第394号          令和3年度（行情）答申第419号          令和3年度（行情）答申第420号          令和3年度（行情）答申第561号          令和3年度（行情）答申第587号          令和3年度（行情）答申第588号          令和3年度（行情）答申第589号          令和3年度（行情）答申第590号          令和3年度（行情）答申第591号</p>
	<p>令和3年度（行個）答申第56号          令和3年度（行個）答申第98号          令和3年度（行個）答申第118号          令和3年度（行個）答申第199号</p>
5) 情報提供について付言した もの（13件）	<p>令和3年度（行情）答申第423号          令和3年度（行情）答申第424号          令和3年度（行情）答申第425号          令和3年度（行情）答申第426号          令和3年度（行情）答申第479号          令和3年度（行情）答申第480号          令和3年度（行情）答申第481号</p>

	令和3年度（行情）答申第482号 令和3年度（行情）答申第483号 令和3年度（行情）答申第484号 令和3年度（行情）答申第581号 令和3年度（独情）答申第1号 令和3年度（行個）答申第15号
6) 開示決定等通知書の不適切な記載について付言したもの（9件）	令和3年度（行情）答申第291号 令和3年度（行情）答申第365号 令和3年度（行情）答申第491号 令和3年度（行情）答申第568号 令和3年度（行情）答申第605号 令和3年度（行個）答申第5号 令和3年度（行個）答申第166号 令和3年度（行個）答申第167号 令和3年度（独個）答申第58号
7) 文書等の特定について付言したもの（5件）	令和3年度（行情）答申第154号 令和3年度（行情）答申第400号 令和3年度（行情）答申第452号 令和3年度（行情）答申第505号 令和3年度（独情）答申第54号
8) 開示決定の迅速・的確化について付言したもの（5件）	令和3年度（行情）答申第120号 令和3年度（行情）答申第553号 令和3年度（独情）答申第54号 令和3年度（行個）答申第28号 令和3年度（行個）答申第153号
9) 開示の実施手続について付言したもの（4件）	令和3年度（行情）答申第210号 令和3年度（行情）答申第415号 令和3年度（行情）答申第547号 令和3年度（行情）答申第618号
10) 補正に関する対応について付言したもの（4件）	令和3年度（行情）答申第443号 令和3年度（行情）答申第509号 令和3年度（行情）答申第514号 令和3年度（行個）答申第58号
11) 審査会への対応について付言したもの（3件）	令和3年度（行情）答申第3号 令和3年度（行情）答申第4号 令和3年度（行情）答申第5号
12) 文書管理について付言したもの（2件）	令和3年度（行情）答申第505号 令和3年度（行情）答申第576号

13) その他(5件)	令和3年度(行情)答申第337号
	令和3年度(行情)答申第413号
	令和3年度(行情)答申第479号
	令和3年度(行情)答申第480号
	令和3年度(独個)答申第58号

(注) 令和3年度(行情)答申第3号ないし第5号, 第443号ないし第451号, 第479号ないし第484号, 第505号, 第576号, 第587号ないし第591号, 第619号及び令和3年度(独情)答申第54号並びに令和3年度(行個)答申第15号, 第56号, 第166号, 第167号及び令和3年度(独個)答申第58号, 第85号, 第86号においては, 複数の項目にわたって付言している。